第五の一の2の(3)のニの(iv)及び(v)を削り、同ニに次のように加える。

(iv) 特例インドネシア人第四陣看護師候補者　平成二十六年度看護師試験
(v) 特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者　平成二十四年度介護福祉士試験
(vi) 特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者　平成二十五年度介護福祉士試験
(vii) 特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者　平成二十六年度介護福祉士試験

○厚生労働省告示第百七号

特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一の一中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改め、「並びに平成二十一年度」の下に「及び平成二十二年度」を加え、「に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）若しくは平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）又は平成二十五年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）」を「から平成二十六年度までに実施される看護師国家試験又は平成二十五年度若しくは平成二十六年度に実施される介護福祉士国家試験」に改める。

第一の二の1から8まで以外の部分中「1から8」を「1から10」に改め、同2中「及び特例フィリピン人第二陣看護師候補者」を「、特例フィリピン人第二陣看護師候補者及び特例フィリピン人第三陣看護師候補者」に改め、同3中「特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者」の下に「及び特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者」を加え、同8中「同(2)」の下に「及び同(3)」を加え、「第二の二の1の(1)」を「第二の二の1の(1)のイ（同(2)において準用する場合を含む。）」に改め、同8を同10とし、同7を同9とし、同6中「特例フィリピン人介護福祉士候補者」を「特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者」に改め、同6を同7とし、同7の次に次のように加える。

8　特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者　平成二十二年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第一の二の5の次に次のように加える。

6　特例フィリピン人第三陣看護師候補者　平成二十三年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第一の三の1の(1)及び(2)を削り、同1に次のように加える。

(1) 特例フィリピン人第一陣看護師候補者　平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）
(2) 特例フィリピン人第二陣看護師候補者　平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）
(3) 特例フィリピン人第三陣看護師候補者　平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師試験」という。）

第一の三の2中「平成二十五年度介護福祉士試験」を「次に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める介護福祉士国家試験」に改め、同2に次のように加える。

(1) 特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者　平成二十五年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）
(2) 特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者　平成二十六年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）

第一の三の3中「平成二十四年度看護師試験、平成二十五年度看護師試験又は平成二十五年度介護福祉士試験」を「平成二十四年度から平成二十六年度までに実施される看護師国家試験又は平成二十五年度若しくは平成二十六年度に実施される介護福祉士国家試験」に改める。

第二の一に次のように加える。

(3) (1)の規定は、特例フィリピン人第三陣看護師候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十四年度看護師試験」とあるのは「平成二十六年度看護師試験」と、「平成二十三年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師試験」という。）」とあるのは「平成二十五年度看護師試験」と、「平成二十三年度看護師試験」とあるのは「平成二十五年度看護師試験」と読み替えるものとする。

第二の一の3中「同(2)」の下に「及び同(3)」を加え、同(1)に次のように加える。

ハ　特例フィリピン人第三陣看護師候補者　平成二十六年度看護師試験

第二の一の3の(2)の表に次のように加える。

特例フィリピン人第三陣看護師候補者	平成二十五年度看護師試験
	平成二十六年度看護師試験

第二の一の4中「同(2)」の下に「及び同(3)」を加える。

第二の二の1を次のように改める。

1　特例フィリピン人介護福祉士候補者の要件

(1) 特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次のイからハまでに掲げる要件を満たさなければならない。

イ　日フィリピン協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例フィリピン人介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次の(i)及び(ii)の活動に従事する者であること。

(i) 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから平成二十五年度介護福祉士試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における平成二十五年度介護福祉士試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

(ii) (i)の活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

ロ　第一の三の2の責務にのっとり、3の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

ハ　平成二十四年度に実施された介護福祉士国家試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）において不合格であり、かつ、平成二十四年度介護福祉士試験の得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

(2) (1)の規定は、特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十五年度介護福祉士試験」とあるのは「平成二十六年度介護福祉士試験」と、「平成二十四年度に実施された介護福祉士国家試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）」とあるのは「平成二十五年度介護福祉士試験」と、「平成二十四年度介護福祉士試験」とあるのは「平成二十五年度介護福祉士試験」と読み替えるものとする。

第二の二の3中「1の(1)」の下に「(同(2)において準用する場合を含む。)」を加え、同(1)中「平成二十五年度介護福祉士試験」を「次に掲げる特例フィリピン人介護福祉士候補者の区分に応じてそれぞれ次に定める介護福祉士国家試験」に改め、同(1)に次のように加える。

イ　特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者　平成二十五年度介護福祉士試験
ロ　特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者　平成二十六年度介護福祉士試験